

日専連カード会員規約の主な改定箇所

| 改定前 | 改定後 |
|--|--|
| <p>一般条項 第6条（カードの利用可能枠） 1.～2.（略） 3. 日専連が必要と認めた場合は、利用可能枠を増額または減額できるものとします。 4. 前項にかかわらず、キャッシングの利用可能枠（家族会員の利用を含む。）は、本人会員の希望するキャッシング利用可能枠の範囲内で日専連が定める金額とし、その増額については、本人会員が要請しかつ日専連がこれを認めた場合に限り増額するものとします。ただし、日専連は会員のカード利用状況および信用状態等により必要と認めた場合は、キャッシング利用可能枠を減額することができるものとします。</p> <p>5.～6.（略）</p> <p>カードショッピング条項 第1条（カードショッピングの利用方法） 1. 会員は、本規約承認のうえ、次の(1)から(5)に記載した加盟店(以下『加盟店』といいます。)にカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供を受けることができます。尚、売上票への署名にかえて、加盟店に設置されている端末機でカード及び登録されている暗証番号を操作することにより、同様のことができます。</p> <p>(1) 日専連及び日専連と提携したクレジットカード会社(以下『提携カード会社』といいます。)が契約した加盟店。 (2) 三菱 UFJ ニコス並びに三菱 UFJ ニコスと提携したクレジットカード会社が契約した加盟店。 (3) JCB 及び JCB と提携した金融機関又はクレジットカード会社と契約した加盟店。 (4) VISA Worldwide 加盟の金融機関又はクレジットカード会社と契約した日本国内外の加盟店。 (5) Master Card International 加盟の金融機関又はクレジットカード会社と契約した日本国内外の加盟店。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、通信販売など日専連・三菱 UFJ ニコス・JCB がカードの利用方法</p> | <p>一般条項 第6条（カードの利用可能枠） 1.～2.（略） 3. 日専連が必要と認めた場合は、利用可能枠を増額または減額できるものとします。 4. 前項にかかわらず、キャッシングの利用可能枠（家族会員の利用を含む。）は、本人会員の希望するキャッシング利用可能枠の範囲内で日専連が定める金額とし、その増額については、本人会員が要請しかつ日専連がこれを認めた場合に限り増額するものとします。ただし、日専連は会員のカード利用状況および信用状態等により必要と認めた場合は、キャッシング利用可能枠を減額することができるものとします。<u>また、2023年4月1日以降の契約につきましては、日専連が別に定める満年齢に会員が達した場合は、日専連は会員の承認を得ることなく、新たな貸付を停止することができるものとします。</u></p> <p>5.～6.（略）</p> <p>カードショッピング条項 第1条（カードショッピングの利用方法） 1. 会員は、本規約承認のうえ、次の(1)から(5)に記載した加盟店(以下『加盟店』といいます。)の店頭（自動精算機の場合も含む。）において、カードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードと同一の自己の署名をすること、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することにより、物品の購入並びにサービスの提供を受けることができます。但し、日専連が適当と認めた加盟店において、または非接触 IC カード等をかざし利用する場合においては、利用金額に応じて売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、物品の購入並びにサービスの提供を受けることができます。</p> <p>(1) 日専連及び日専連と提携したクレジットカード会社(以下『提携カード会社』といいます。)が契約した加盟店。 (2) 三菱 UFJ ニコス並びに三菱 UFJ ニコスと提携したクレジットカード会社が契約した加盟店。 (3) JCB 及び JCB と提携した金融機関又はクレジットカード会社と契約した加盟店。 (4) VISA Worldwide 加盟の金融機関又はクレジットカード会社と契約した日本国内外の加盟店。 (5) Master Card International 加盟の金融機関又はクレジットカード会社と契約した日本国内外の加盟店。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、通信販売など日専連・三菱 UFJ ニコス・JCB がカードの利用方法</p> |

| 改定前 | 改定後 |
|--|--|
| <p>を別に定めた場合には、その方法によるものとします。この場合には必ずしもカードの提示、署名などを要しません。</p> <p>3.～7. (略)</p> <p>カードキャッシング条項 第2条 (カードキャッシングの支払金の返済方法) 1.～2. (略) 3. (1) (略) (2) <u>リボルビング払の元金金の返済方法は、元本定額返済方式とします。毎月の支払金は、日専連所定の返済コース(返済元金)の中から会員が指定した金額(返済元金が指定した返済コースの金額以下となる場合は残金全額)に利息を加算してお支払いいただきます。但し、会員から返済コースの指定の無い場合は、日専連が指定する返済コース(返済元金)とします。リボルビング払の利息は、前回支払日後のリボルビング利用残高に対して実質年率 18.00%の割合で、前回支払日の翌日から今回支払日までの期間の日割計算となります。尚、ご利用後初回返済分の利息は、ご利用日の翌日から初回支払日までの期間の日割計算となります。</u> <u>[リボルビング払の支払金の具体的算出例]</u> <u>返済元金 10,000 円の会員が、12 月 31 日に 10 万円のリボルビング払でカードキャッシング利用の場合 (ゆうちょ銀行以外の民間金融機関口座振替の場合)</u> <u>(初回)</u> <u>利息：1,923 円=100,000 円×18.00%×39 日 (1/1～2/8) ÷365 日 (閏年は 366 日)</u> <u>支払金額：11,923 円=10,000 円 (元金充当) +1,923 円 (利息)</u> <u>支払後の貸付残高：90,000 円=100,000 円-10,000 円</u> <u>支払日：2 月 8 日</u> <u>(2 回目)</u> <u>利息：1,242 円=90,000 円×18.00%×28 日 (2/9～3/8) ÷365 日 (閏年は 366 日)</u> <u>支払金額：11,242 円=10,000 円 (元金充当) +1,242 円 (利息)</u> <u>支払後の貸付残高：80,000 円=90,000 円-10,000 円</u> <u>支払日：3 月 8 日</u> <u>完済まで新たなカードキャッシングのご利用がなかった場合</u> <u>支払金額合計：108,595 円</u> <u>利息総支払額：8,595 円</u> <u>支払回数・期間：10 回・10 か月</u> <u>完済までに新たなカードキャッシングのご利用があった場合、ご利用残高が変動する為、支払回数・期間も変更となります。</u> (3) ※改定後 (2) に変更</p> | <p>を別に定めた場合には、その方法によるものとします。この場合には必ずしもカードの提示、署名などを要しません。</p> <p>3.～7. (略)</p> <p>カードキャッシング条項 第2条 (カードキャッシングの支払金の返済方法) 1.～2. (略) 3. (1) (略) (2) <u>ボーナス一括払の場合、融資金に利息を加算し一括してお支払いいただきます。利息は融資金に対して実質年率 18.00%の割合で、ご利用日の翌日から支払日までの期間の日割計算(1 円未満切り捨て)となります。また、支払月は、7 月と 12 月とし、取扱期間は、日専連所定の期間に限らせていただきます。</u> <u>[ボーナス一括払い支払金の具体的算出例]</u> <u>10 月 31 日に 10 万円のボーナス一括払いでカードキャッシングご利用の場合 (ゆうちょ銀行以外の民間金融機関口座振替とした場合)</u> <u>利息：3,402 円=100,000 円×18.00%×69 日 (11/1～1/8) ÷365 日 (閏年は 366 日)</u> <u>支払金額：101,873 円=100,000 円 (融資金) +1,873 円 (利息)</u> <u>支払日：1 月 8 日</u> (3) <u>リボルビング払いの返済方法は、借入時残高スライド元利定額返済方式とします。ただし、</u></p> |

| 改定前 | 改定後 |
|-------------|---|
| (4) ※改定後 新設 | <p>2023年3月31日以前にカードキャッシング利用を日専連から認められていた会員（同日以前にカードキャッシング利用可能枠が設定されていた会員）は、元金定額返済方式と借入時残高スライド元利定額返済方式のいずれかを選択することができます。</p> <p>(4) リボルビング払いの毎月のご返済額は以下の通りとします。</p> <p>①元金定額返済方式について毎月のお支払金は、日専連所定の返済コース(返済元金)の中から会員が指定した金額(返済元金が指定した返済コースの金額以下となる場合は残金全額)に利息を加算してお支払いいただきます。但し、会員から返済コースの指定の無い場合は、日専連が指定する返済コース(返済元金)とします。リボルビング払の利息は、前回支払日後のリボルビング利用残高に対して実質年率18.00%の割合で、前回支払日の翌日から今回支払日までの期間の日割計算となります。尚、ご利用後初回返済分の利息は、ご利用日の翌日から初回支払日までの期間の日割計算となります。</p> <p>[リボルビング払い支払金の具体的算出例/元金定額返済方式]</p> <p>返済元金10,000円の会員が、12月31日に10万円のリボルビング払でカードキャッシング利用の場合（ゆうちょ銀行以外の民間金融機関口座振替の場合）</p> <p>(初回)</p> <p>利息：1,923円 = $100,000円 \times 18.00\% \times 39日(1/1 \sim 2/8) \div 365日(閏年は366日)$</p> <p>支払金額：11,923円 = 10,000円(元金充当) + 1,923円(利息)</p> <p>支払後の貸付残高：90,000円 = $100,000円 - 10,000円$</p> <p>支払日：2月8日</p> <p>(2回目)</p> <p>利息：1,242円 = $90,000円 \times 18.00\% \times 28日(2/9 \sim 3/8) \div 365日(閏年は366日)$</p> <p>支払金額：11,242円 = 10,000円(元金充当) + 1,242円(利息)</p> <p>支払後の貸付残高：80,000円 = $90,000円 - 10,000円$</p> <p>支払日：3月8日</p> <p>完済まで新たなカードキャッシングのご利用がなかった場合</p> <p>支払金額合計：108,595円</p> <p>利息総支払額：8,595円</p> <p>支払回数・期間：10回・10か月</p> <p>完済までに新たなカードキャッシングのご利用があった場合、ご利用残高が変動する為、支払回数・期間も変更となります。</p> <p>※本人会員の申出があり日専連が承認した場合は、毎月のリボルビング払返済元金の変更ができるものとします。</p> <p>②借入時残高スライド元利定額返済方式について毎月のお支払額は、リボルビング払いによるカードキャッシング利用があった月の同月末日時点のリボルビング払いに係る残高により、下表に定められた金額とします。なお、毎月のお支払額には利息を含みます。新たにリボルビング払いによるカードキャッシングの利用がなかった場合、毎月のお支払金は、前月のお支払金と同額となります（ただし、リボルビング払いによるカードキャッシング利用後の初回お支払日に限り、支払うべき利息額が返済額を超える場合があります、その場合は当該利息額をお支払いいただきます）。</p> |

改定前

改定後

| ご利用があった月の締切日（月末）残高 | | | 毎月のご返済額 |
|--------------------|---|-----------|----------|
| 100,000 円以下 | | | 5,000 円 |
| 100,001 円 | ～ | 200,000 円 | 8,000 円 |
| 200,001 円 | ～ | 400,000 円 | 12,000 円 |
| 400,001 円 | ～ | 500,000 円 | 14,000 円 |
| 500,001 円 | ～ | 600,000 円 | 17,000 円 |
| 600,001 円 | ～ | 700,000 円 | 20,000 円 |
| 700,001 円 | ～ | 800,000 円 | 23,000 円 |
| 800,001 円 | ～ | 900,000 円 | 26,000 円 |

[リボルビング払いの支払金の具体的算出例/借入時残高スライド元利定額返済方式]

12月31日に100,000円をリボルビング払いでカードキャッシングのご利用があった場合（ゆうちょ銀行以外の民間金融機関口座振替とした場合）

（初回）

利息：1,901円 = 100,000円 × 17.80% × 39日（1/1～2/8） ÷ 365日（閏年は366日）

支払金額：5,000円

元金：3,099円 = 5,000円（支払金額） - 1,901円（利息）

支払後の貸付残高：96,901円 = 100,000円 - 3,099円

支払日：2月8日

（2回目）

利息：1,323円 = 96,901円 × 17.8% × 28日（2/9～3/8） ÷ 365日（閏年は366日）

支払金額：5,000円

元金：3,677円 = 5,000円（支払金額） - 1,323円（利息）

支払後の貸付残高：93,224円 = 96,901円 - 3,677円

支払日：3月8日

完済まで新たなカードキャッシングのご利用がなかった場合

支払金額合計：120,005円

利息総支払額 20,005円

支払回数・期間：25回・25ヵ月

※完済まで新たなカードキャッシングのご利用があった場合、ご利用残高が変動する為、支払回数・期間も変更となります。

リボルビング払：元金定額返済方式の場合

| | | | |
|----------|--------|---------|---------|
| 返済方法 | 1回払 | ボーナス一括払 | リボルビング払 |
| 返済方式 | 元利一括返済 | | 元金定額返済 |
| 返済回数 | 1～60 | | |
| 返済期間(ヵ月) | 1～60 | | |
| 実質年率 | 18.00% | | |

| 改定前 | 改定後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|---------|-----------------|---------|------|--------|--------|--------|------|---|-------|---|----------|---|-------|-----|------|--------|--------|--------|---|--|--|------|-----|---------|---------|------|--------|--|-----------------|------|------|--|--|----------|------|--|--|------|--------|--|--|
| <p>4. 本人会員の申出があり日専連が承認した場合は、毎月のリボルビング払返済元金の変更ができるものとします。</p> <table border="1"> <tr> <td>返済方法</td> <td>1回払</td> <td>リボルビング払</td> <td>ボーナス一括払</td> </tr> <tr> <td>返済方式</td> <td>元利一括返済</td> <td>元本定額返済</td> <td>元利一括返済</td> </tr> <tr> <td>返済回数</td> <td>1</td> <td>1～50※</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>返済期間(ヵ月)</td> <td>1</td> <td>1～50※</td> <td>2～3</td> </tr> <tr> <td>実質年率</td> <td>18.00%</td> <td>18.00%</td> <td>18.00%</td> </tr> </table> <p>※リボルビング払の返済回数・期間は、会員が新たなリボルビング払でのカードキャッシングをご利用またはお支払いをされた場合は変動します</p> <p>5. ※改定後 4. に変更</p> <p>6. ※改定後 5. に変更</p> | 返済方法 | 1回払 | リボルビング払 | ボーナス一括払 | 返済方式 | 元利一括返済 | 元本定額返済 | 元利一括返済 | 返済回数 | 1 | 1～50※ | 1 | 返済期間(ヵ月) | 1 | 1～50※ | 2～3 | 実質年率 | 18.00% | 18.00% | 18.00% | <p>リボルビング払：借入時残高スライド元利定額返済方式の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>返済方法</td> <td>1回払</td> <td>ボーナス一括払</td> <td>リボルビング払</td> </tr> <tr> <td>返済方式</td> <td colspan="2">元利一括返済</td> <td>借入時残高スライド元利定額返済</td> </tr> <tr> <td>返済回数</td> <td colspan="3">1～53</td> </tr> <tr> <td>返済期間(ヵ月)</td> <td colspan="3">1～53</td> </tr> <tr> <td>実質年率</td> <td colspan="3">17.80%</td> </tr> </table> <p>4. 会員は、貸付の利率が利息制限法第1条1項に規定する利率を超えるときは、超える部分について支払う義務はありません。</p> <p>5. 会員は、利息の利率が金融情勢等により変動することに異議がないものとします。また、一般条項第17条の規定にかかわらず、日専連から利率変更の通知をした場合、通知後の利用分について改定された利率を適用するものとし、日専連が指定したときは、通知をした時におけるカードキャッシング利用残高の全額に対しても変更後の利率が適用されることに会員は異議がないものとします。</p> | | | 返済方法 | 1回払 | ボーナス一括払 | リボルビング払 | 返済方式 | 元利一括返済 | | 借入時残高スライド元利定額返済 | 返済回数 | 1～53 | | | 返済期間(ヵ月) | 1～53 | | | 実質年率 | 17.80% | | |
| 返済方法 | 1回払 | リボルビング払 | ボーナス一括払 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 返済方式 | 元利一括返済 | 元本定額返済 | 元利一括返済 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 返済回数 | 1 | 1～50※ | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 返済期間(ヵ月) | 1 | 1～50※ | 2～3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実質年率 | 18.00% | 18.00% | 18.00% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 返済方法 | 1回払 | ボーナス一括払 | リボルビング払 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 返済方式 | 元利一括返済 | | 借入時残高スライド元利定額返済 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 返済回数 | 1～53 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 返済期間(ヵ月) | 1～53 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実質年率 | 17.80% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(適用開始日：2023年3月28日)